

キョン目撃情報提供褒賞金制度のご案内

茨城県内におけるキョンの生息状況を把握するため、キョンの目撃情報を提供した方へ褒賞金をお支払いいたします

対象となる情報

2024（令和6）年4月1日以降に県内で撮影されたキョンの画像又は動画

目撃情報の提供方法

次の書類等を電子メールにより、茨城県環境政策課へご提供ください。

- ① キョン目撃情報褒賞金支払申請書（別紙参照）
- ② 県内のキョンと判別できる画像または動画の電子データ
 - (a) キョンの全身をアップで撮影したもの
 - (b) 茨城県内の場所を特定できる周辺の背景が入ったアングルでキョンを撮影したもの
- ③ 目撃地点の位置情報または地図
- ④ その他県が必要と認める書類等

褒賞金の支払条件等

- 1 制度開始以降に提供いただいた目撃情報が、生きているキョンを撮影した真正な画像または動画であり、県内における所在であると確認できる場合、**1情報当たり2,000円**をお支払いします。

褒賞金	褒賞金の額	単 位
目撃情報提供褒賞金	2,000円	1情報当たり

本制度の適用対象外となる方

次の方は、本制度の適用対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 匿名であるなど個人の特定ができない方
- ② 国、地方公共団体等の職員で、公務に伴って情報を得た方
- ③ 目撃情報の入手過程において、法令に違反する行為や公序良俗に反する行為を行った方
- ④ その他の理由により、県が対象外と判断した方

その他

ご提供いただいた目撃情報の取扱いについて、次の2点をご了承ください。

- ① キョン対策に取り組む関係機関との間で共有されること
- ② 県ホームページ・新聞記事等において公表される可能性があること

<目撃情報の提供先・お問い合わせ>

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 生物多様性センター

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-2940

E-mail：tayousei@pref.ibaraki.lg.jp



県ホームページ

特定外来生物キョンについて

キョンは、中国東南部や台湾が原産の体高が40cm程度の小型のシカ。日本では、1980年代、動物園からの逸走により侵入、伊豆大島及び房総半島に定着。生後半年で成熟するなど繁殖力の高さや農林水産業等に被害をもたらすことから2005年に環境省が特定外来生物に指定。茨城県では、2017年以降、県南部及び西部の4か所でキョンの目撃を確認。いずれもオスで農作物被害等もないことから、専門家によると、侵入の初期段階と考えられる。



環境省提供写真

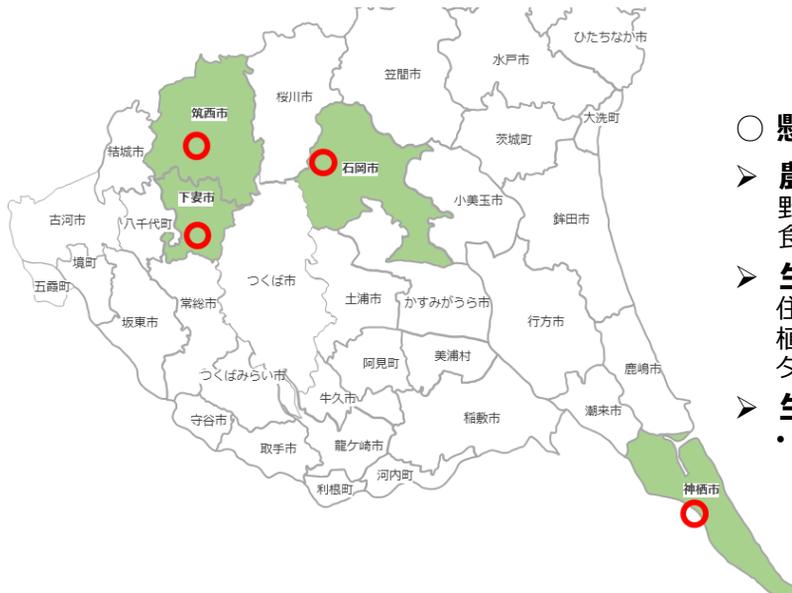
分類等	和名：キョン 学名：Muntiacus reevesi	分類：偶蹄目シカ科 原産地：中国南東部、台湾
形態	<ul style="list-style-type: none">体の大きさ 頭胴長：70～80cm 体高：35～40 cm 体重：7～10kg体色は背面が茶褐色、腹面が淡褐色オスは、12～15 cm程度の角と、上顎の犬歯が発達した牙がある。体が小さく、ややずんぐりとした感じで、四肢は短い。	
行動	<ul style="list-style-type: none">主に森林地帯や低木のある草原などに生息、普段は単独で生活しており、群れを作ることはない。ホエジカ属で、特徴的な大きな声で鳴く。動きは素早く、身軽に草原や低木の茂みを駆けることができる。	
食性	<ul style="list-style-type: none">草や木の根、木の葉、果実を主に食べますが、ネズミなどの小型の哺乳類や、地上に営巣する鳥類などを捕らえることも知られている。千葉県では、秋にシイ・カシ類の堅果も多く食しており、常緑樹のアオキやカクレミノを嗜好する。	
行動圏	<ul style="list-style-type: none">オス：4.0ha メス：1.7ha（千葉県いすみ市の記録）	
繁殖	<ul style="list-style-type: none">一夫多妻で、一年を通じて繁殖する。1産1仔で早ければ生後半年で妊娠し、生後1年程度で初出産する。妊娠期間は約210日。成長は早く、メスは6～7ヶ月、オスでは9～12ヶ月ほどで成熟し、野生では10～12年程度の寿命と考えられている。	

○ 県内目撃情報（2024年5月17日現在）

確認期日	場所	状態	雌雄
2017. 5.17	神栖市・常陸川大橋上	車に轢かれ死亡	オス
2022.12.14	石岡市八郷地区（上曽）	カメラ撮影	オス
2023. 9.27	筑西市・大谷川堤防上	カメラ撮影	オス
2023.12.28	下妻市唐崎地区	車に轢かれ死亡	オス



石岡市で確認されたキョン
(茨城県猟友会石岡支部提供)



○ 懸念される被害

➤ 農作物被害

野菜類、果実類、キク、タケノコ、イネなどの食害

➤ 生活環境被害

住宅地における鳴き声に対する苦情や花壇の花、植木の採食による被害やマビルによる吸血、マダニを媒介した人獣共通感染症のおそれ

➤ 生態系被害

・ 本県の希少植物であるアリドオシの生息地が失われるおそれ

目撃情報提供褒賞金支払申請書

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿
(県民生活環境部環境政策課扱い)

住 所
氏 名
電話番号

申請書（Word
ファイル）は県
ホームページか
らダウンロード
してください。

キョン目撃情報褒賞金支払申請書

茨城県キョン目撃情報提供に係る褒賞金制度実施要項第5条の規定に基づき、関係書類等を添えてキョンの目撃情報を報告します。

記

1 目撃情報

目撃日時	令和 年 月 日 時 分 頃	メス 頭	オス 頭	不明 頭
目撃場所	市・町・村 大字 字			
備 考				
目撃場所	市・町・村 大字 字			
備 考				

※ 目撃場所欄…具体的な道路や建物など目標物となる物を記入してください。
備考欄…目撃時のキョンの様子や、被害の状況などをわかる範囲で記入してください。

2 添付書類等

- 目撃地点の位置情報又は地図
- キョンと判別できる画像又は動画の電子データ（場所の特定ができるもので無加工のもの）

3 請求金額及び振込先

請求金額								円
金融機関名	銀行 金庫 信用組合							本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

※1 請求金額はキョン目撃1情報当たり2,000円とする。(複数頭撮影されていても1情報とカウント)

※2 報告者（請求者）が団体の代表者の場合は、団体を構成する者で褒賞金の対象となる者の承諾を得たうえで、当該代表者又は団体の口座により請求するものとする。

4 目撃情報の取扱い

私は、提供した目撃情報が次のとおり取り扱われることについて承諾します。

- 茨城県や市町村など関係機関の間で共有されること
- 県ホームページや新聞記事等に公表されること

不正受給対策を含めて、次の措置を講じておりますので、ご協力をお願いいたします

【形式】

- 目撃情報は、画像または動画の電子データのみとします。
- 電子データを用紙にプリントアウトした物は交付対象外となります。
- 電子データは加工していないもののみとします。
- PDFなど元の形式でないもの、解像度や明暗、角度など編集・加工したものは交付対象外となります。

【アングル】

- キョンにズームしたアングルだけでなく、茨城県内の場所と分かる引きのアングルでキョンを撮影した画像又は動画の電子データの提出が必要です。

【位置情報】

- 審査に当たっては、申請書の撮影場所を現地調査を実施し、画像・動画の電子データに映る周囲の状況と一致するかどうか調べます。

【専門家の判定】

- 最終的に専門家の判定により支払の有無を決定します。